

平成 25 年 7 月 12 日

各地区本部長 殿

神奈川県電気工事工業組合
理事長 名取 隆司

臨時電灯供給工事への本線直接 DV 分岐工法の適用について

本線直接 DV 分岐工法につきましては、平成 15 年に発生した断線事例により適用停止となっておりますが、東京電力俣野支店において断線防止対策を実施した上で臨時電灯供給に限り試験運用を行った結果、断線事例も発生していないこと、また、更なるコストダウン方策の実施が必要なことから、神奈川支店においても臨時電灯供給工事に限り、本線直接 DV 分岐工法の適用を実施することが決定されました。

つきましては、下記のとおり関係者への周知ならびに対応をよろしくお願いいたします。

記

1. 適用範囲

柱間分岐による施工が必要であり、以下の条件を全て満たす箇所

- ・ 臨時電灯：引込線 14 mm²以下

※電灯・動力同時申し込みの場合および引込線関係請負工事店施工分は対象外

- ・ 低圧本線：OE 電線または OW 電線（3φ4W 含む）
- ・ 作業条件：高所作業車が使用可能な場所
- ・ 限界亘長：3.2 mm 25m 以下

14 mm² 20m 以下

※DV 電線（直接）と同様

2. 具体的運用

Lo-Dics 対応

窓口における仮負荷登録の対応は、本線直接 DV 分岐工法の適用可否判断は不要なため、現行通り、至近の電柱に契約内容を登録する。

なお、元々の引込柱がセクション柱の場合で、Lo-Dics 登録上の隣接柱が変更になる場合は、変更登録を実施すること。

※厳密には柱間部までの低圧本線の電圧降下や本線過負荷有無の考慮が必要なケースがあるが、 14 mm^2 以下と負荷容量が限定的であること、本供給時には是正されることから、考慮しないこと。

竣工調査時に引込柱を確認する場合は、分岐箇所から至近の電柱を引込柱とすること。

3. 適用時期

即日実施

4. 添付資料

臨時電灯供給工事への本線直接 DV 分岐工法について

以上

本線直接DV工法 適用範囲と施工例

■柱間分岐による施工が必要であり、以下の条件を満たす箇所

臨時電灯：引込線14mm²以下

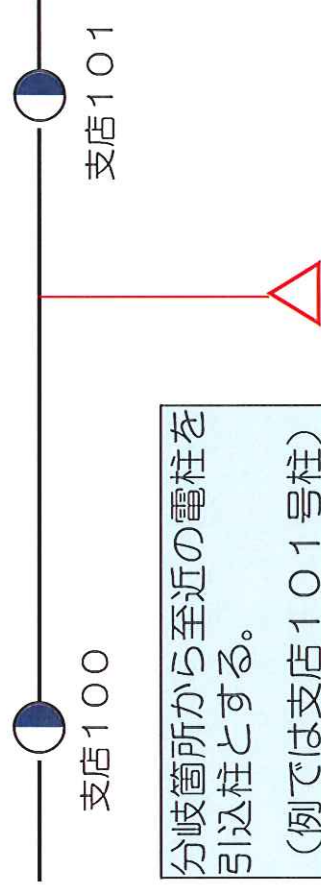
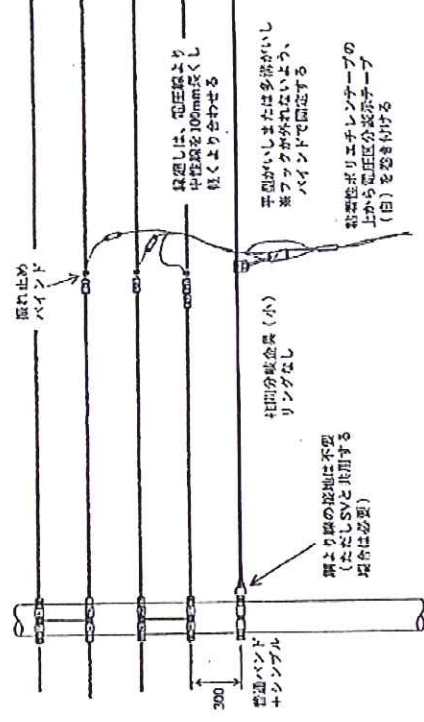
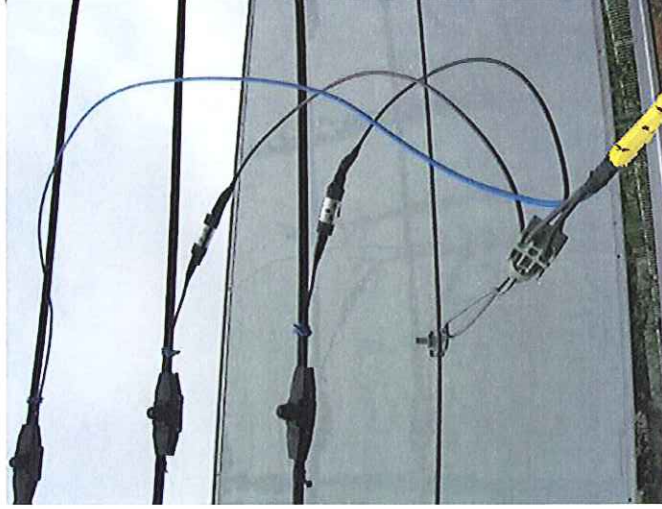
※電灯、動力 同時申込の場合および引込請負工事施工分は対象外)

低圧本線：OE電線またはOW電線（3φ4W含む）

作業条件：高所作業車が使用可能

限界亘長：3.2mm 25m以下
14mm² 20m以下

※直接DV電線と同様



※施工例